

厚生労働省よりインボイス制度に関して以下のとおりご案内申し上げます。

①適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始

10月1日より適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始いたしました。

登録申請に当たってはe-Taxのご利用をお勧めしておりますが、

郵送により提出される場合の送付先は税務署ではなくインボイス登録センターとなっておりますので、ご注意ください。

送付先となるインボイス登録センターの所在地はインボイス特設サイトで公表しております。

また、登録申請が開始したことに伴い、インボイス制度の特設サイトで以下の点が更新されていますのでご案内いたします。

- ・登録申請受付開始のご案内
- ・登録申請手続に関する情報の充実
- ・「適格請求書発行事業者公表サイト」の開設

<国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

<インボイス登録センターの所在地（登録申請書の送付先）>

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm

<リーフレット「令和3年10月1日登録申請受付開始！」（令和3年7月）>

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf

<リーフレット「<インボイス制度>登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！」（令和3年7月）>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0021007-095.pdf>

<パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」（令和3年7月）>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

②説明会動画のご案内

国税庁ではオンライン説明会を開催しておりますが、現在、大変多くの申込みをいただいております、

申込み開始後すぐに定員に達する状況が続いているとのことですので、

開催回数を増やす等の対応を行っているところですが、国税庁 YouTube に過去実施分の説明会動画（URL）も掲載しておりますので、

説明動画についてもご活用いただきますようお願いいたします。

<国税庁ホームページ：オンライン説明会のご案内>

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

<国税庁 YouTube>

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixY0fBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc